

# 業務仕様書

## 1 業務名

阪神間“GUTAI”マップ及びマップと連携した  
AR等の仕掛け制作に関する業務

## 2 目的

近年世界的に再評価されている具体美術“GUTAI”が、阪神間モダニズム特有の新奇性・明朗さを好む文化風土を背景として、阪神間在住の前衛美術家の活動により花開き展開された芸術であることを発信し、訪日外国人も含めた域内外での認知度を高め、作品や活動の様子を追体験しながらゆかりの地の周遊を促すことを目的とする。

特に、令和7年度の大阪・関西万博（開催期間：2025年4月13日(日)～10月13日(月)）の来場者を、阪神間の具体美術の所蔵美術館による所蔵品展や具体美術に関連するアートイベント（いずれも予定）に誘導するためのものとする。

## 3 履行期間

委託契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## 4 事業費

2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

阪神間“GUTAI”マップ等は、令和6年度まで段階的に更新を加えて完成させるものであるが、令和4年度は、“GUTAI”マップ制作に向けた企画構想策定及び周遊促進のための仕掛けとして“GUTAI”マップと連携した現地スポットでのAR等体験事業の実施に向けた試作品制作並びにそれらに付随する業務を行うものとする。

### (1) 阪神間“GUTAI”マップ制作に向けた企画構想策定及びコンテンツの情報収集

阪神間にあるGUTAI作品が展示されている場所、所蔵美術館・博物館・資料館、活動に関連する場所、作家にゆかりの場所などがわかるマップを制作する。

マップは、紙製のハンディタイプのもの及び紙製マップに表示された地点がオンライン上でもたどれるデジタルマップの2種類とする。

なお、令和4度中に企画構想を策定の上、コンテンツの情報収集（取材・現地撮影含む）を行うものとし、令和5年度中に制作・発行（先行版）し、令和6年度は情報更新・発行（完成版）を行うものとする。

ただし、令和5年度以降の業務実施は、県民センターの予算措置状況による。

① マップの内容	・阪神間にあるGUTAI作品が展示されている場所や所蔵美術館・博物館・資料館、活動に関連する場所、作家にゆかりの場所などを明示する。
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記事面では、GUTAI の活動年表や主な作家・作品紹介など、GUTAI の概要を紹介する。</li> <li>・スマートフォンやタブレットを用いることで、写真・解説の閲覧や、マップに示されたスポットを実際に訪れて AR(仮想現実)等による作品鑑賞・体験ができる仕組みを設ける。</li> </ul>
② マップの対象地域	阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）及びその周辺地域（神戸市、宝塚市、大阪市）に所在するコンテンツを主な対象とする。
③ マップの言語	日本語・英語を併記
④ 紙製マップの仕様（予定）	種類：コート紙又はマットコート紙（フルカラー） 厚さ：四六判 90～110kg サイズ：折り、綴じを含め最終的に A4 以下のサイズとする 部数：30,000 部（先行版・最終版併せて）
⑤ 紙製マップの配架	阪神間（大阪市、神戸市を含む）の主な美術館・博物館等
⑥ マップ（大型判）の制作・掲示	阪神間の作品所蔵美術館等のロビー等館内スペースのサイズに合わせた拡大版マップを制作のうえ、掲示する。
⑦ マップ制作のスケジュール（予定）	<p>令和4年度：<u>マップの企画構想策定、コンテンツ作成のための情報収集（取材・現地撮影含む）、美術館等への大型判マップ掲示に向けた調査・協力依頼</u></p> <p>令和5年度：マップ【先行版】（紙・デジタル）の制作・発行、美術館等への配架</p> <p>令和6年度：マップ【完成版】（紙・デジタル）の情報更新・発行、美術館等への配架</p> <p>令和7年度：4月から10月の万博開催期間において、前年度までに制作したマップ（デジタル）の情報更新、作品所蔵美術館等への大型判マップの掲示</p> <p>※令和5年度以降の業務実施は、県民センターの予算措置状況による。</p>
⑧ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的達成のため、訪日外国人も含むアート・美術に関心の高い層に訴求する効果的な内容とすること。</li> <li>・制作した紙製マップの電子データは、デジタルマップと併せて阪神南県民センター（以下、「県民センター」と言う。）の指定するウェブサイトに掲載する。</li> <li>・紙製マップの電子ファイルは、Windows 版 adobe illustrator cs2 及び同最新版、Adobe Acrobat 及び同 Reader で閲覧加工</li> </ul>

	<p>が可能なものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルマップは、県民センターの指定するウェブサイトに掲載することとし、加工及び二次利用できる仕様とすること。</li> </ul>
--	--

(2) “GUTAI” マップと連携した AR（拡張現実）等の仕掛けの構築に向けたプロトタイプ（試作品）制作及び AR 等体験実施のための調査

マップに表示した現地スポットにマーカー（画像や二次元コード等）を設置し、スマートフォンやタブレットで読み取ることで、GUTAI 作品の画像の再現ができる仕組みを構築にする。

また、マップの記事面にもマーカー（画像や二次元コード等）を表示し、詳細な解説や画像情報を閲覧できるようにする。

なお、令和4年度は、GUTAI 作品の AR その他の映像技術による再現の仕掛けのためのプロトタイプ（試作品）を制作するものとする。

併せて、AR 等を用い、当時の写真や動画等により、マップに示された現地スポットを巡りながら、当時の野外具体美術展の様子や風景、作家ゆかりの地での創作活動の様子や当時の風景等を体験できるようにするものとし、そのために、作品・資料を所蔵する美術館等に対して、撮影や貸し出し等協力が得られる内容を調査する。

また、現地スポットへのマーカー（画像や二次元コード等）の表示板の設置許可について調査のうえ、目的達成のための具体的な方法（デザイン、設計、設置場所、運営等）について提案を行う。

① AR 等の内容	AR その他の映像技術を用い、当時の写真や動画等により、マップに示された現地スポットを巡りながら、スマートフォン等で読み取ることにより、当時の野外具体美術展の様子や風景、作家ゆかりの地での創作活動の様子や当時の風景等を再現可能なものとする。
② AR 制作等のスケジュール（予定）	<p>令和4年度：コンテンツ作成のための情報収集、AR 等の仕掛けのためのプロトタイプ（試作品）の制作、AR 等体験実施のための調査・提案</p> <p>令和5年度：マップと連携した AR 等の仕掛けの構築、テスト公開</p> <p>令和6年度：マップと連携した AR 等の仕掛けの実施（先行版）</p> <p>令和7年度：4月から10月の万博開催期間において、マップと連携した AR 等の仕掛けの実施（完成版）</p> <p>※令和5年度以降の業務実施は、県民センターの予算措置状況による。</p>
③ 留意事項	・AR 等については、サンプルとして作品1点を選定し、プ

	<p>ロトタイプ（試作品）を制作すること。プロトタイプは次年度中もテスト使用できる仕様とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人も含め、多くの人が利用しやすい手法を提案すること。</li> <li>・制作物は、運用管理に要するコストを抑え、加工及び二次利用できるものとし、電子ファイルで納品すること。</li> </ul>
--	--

## 6 留意事項

- (1) 本事業による制作物は、県民センターが指定する専門家が作成した原稿に従い、その専門家の監修のもと制作すること。
- (2) 業務の実施に必要な資料その他の情報は、受託者が手配することとし、必要に応じて県民センターが協力する。
- (3) 業務内容の詳細は、受託者決定後、県民センターと受託者で協議の上、決定する。
- (4) 業務内容にかかる費用については、準備行為及び著作権使用料、原稿作成や業務全体の監修等に必要な謝礼、翻訳料、連絡調整等にかかる費用も含めて、全て委託料で賄う。また、業務内容にかかる関係者等との連絡調整業務については、受託者が行う。
- (5) 本事業の成果物等に関する権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則兵庫県に帰属する。  
また、次年度以降の制作において加工及び二次利用できるものとし、電子ファイルも納品すること。  
なお、成果品は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。
- (6) 効果的に実施できるよう、事業の全体スケジュールも提案すること。
- (7) 本業務の目的達成のための効果的な広報手法を提案すること。
- (8) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行に当たること。
- (9) 本事業を完了後、令和5年4月10日までに実績報告書を提出すること。
- (10) 受託者は業務に関する引き継ぎを次年度受託者に対して実施すること。なお、引き継ぎに関する経費については受託者が負担するものとする。
- (11) 事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県民センターと受託者が協議して決定すること。
- (12) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (13) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。